

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05. 産業の復旧・復興

【01】産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

01. 兵庫県の直接被害は公式には2兆5400億円とされるが、6兆円に近いとの推計もある。

【教訓情報詳述】

01) 兵庫県は、商工関連の直接被害を2兆5400億円と推計したが、6兆円に近いとの推計もある。

【参考文献】

[参考] 兵庫県の被害推計の方法については[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.424-425]参照。これによると、兵庫県の試算による直接被害総額約9兆9,268億円のうち、商工関係の被害額は約2兆5,400億円と推計されている。

>

[参考] [神戸新聞朝刊『震災直接被害商工業6兆円』(1997/8/13),p.-]は、神戸大学国際協力研究科豊田利久教授らが商工業の直接被害を5兆9270億円と試算したことを報じている。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05. 産業の復旧・復興

【01】産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

01. 兵庫県の直接被害は公式には2兆5400億円とされるが、6兆円に近いとの推計もある。

【教訓情報詳述】

02) 事業所の2割以上が大きな被害を受け、神戸市内企業では、2月の時点で移転や廃業に追い込まれた企業は5%にのぼった。

【参考文献】

[参考] 神戸市経済局産業対策室が2月15日に、神戸市内に事業所を有する企業1000社(回答453社)に対して行った調査によれば、ほぼ20%の企業が全・半壊の被害を受けた。復旧を断念した本社等事務所は5.9%、工場・営業所は4.5%。

また、神戸商工会議所と兵庫県商工会議所連合会が3月に兵庫県下に本社を有する企業1300社(回答527社)に対して行った調査では、35.6%が大きな被害を受けたとしている。

[丸谷冷史・中谷武・地主敏樹・萩原泰治「震災と雇用問題」『阪神大震災研究1 大震災100日の軌跡』神戸新聞総合出版センター(1996/5),p.227-228]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05. 産業の復旧・復興

【01】産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

01. 兵庫県の直接被害は公式には2兆5400億円とされるが、6兆円に近いとの推計もある。

【教訓情報詳述】

03) 直後は平時の市場経済に代わり、贈与経済が被災者の生活を守ったが、復興過程においては市場経済へのスムーズな転換が求められた。

【参考文献】

[引用] 震災直後の被災地経済は、その甚大な被害により平時の市場経済がその機能のかなりの部分を停止した。それに代わって被災地の衣食住、緊急医療など基本的な生活を守ったのは、150万人にも上るボランティアや救援物資、1,700億円に達した義援金であった。このように貨幣を媒介として交換を行う市場経済とは全く異なる、いわば贈与によって成り立つ経済が一時存在したのである。…(中略)…当然のことなが

ら、都市の復興においてはこの贈与経済から市場経済へのスムーズな転換を遂げる必要があった。〔永松伸吾「阪神・淡路大震災からの経済復興と復興財政」『減災Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.114〕

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05. 産業の復旧・復興

【01】産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

02. 直接被害もさることながら、間接被害の影響も大きく、時間との戦いとなった。

【教訓情報詳述】

01) 兵庫県は、間接被害は約2兆6千億円にのぼると推計したが、7兆2千億円との推計もある。

【参考文献】

〔参考〕兵庫県の間接被害推計の方法については〔震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.425-426〕参照。これによると、道路事情の悪化による悪影響、震災による域内消費の落ち込み、取引先の被災による悪影響など、間接被害は約25兆6千億円とされている。

> 〔参考〕〔神戸新聞朝刊『震災直接被害商工業6兆円』(1997/8/13),p.-〕は、神戸大学国際協力研究科豊田利久教授らが商工業の間接被害を7兆2270億円と試算したことを報じている。

> 〔引用〕平成6年度の総生産(名目)は、前年度に比べて被災地域で4.4%の減少、県民所得(分配)では5.6%の減少で、全国水準が増加しているのに比べて大きく傾向が異なり、経済的損失があったものと推察できる。また、その影響は一時的には回復したものの、関西圏の景気の悪化とも相まってさらに全国水準から乖離する傾向にある。

仮に、全県の総生産が全国水準で推移した場合、実際の全県総生産との差は、平成6年度では約1兆1千億円、平成13年度まで累計すると約11兆2千億円にも及ぶ。

〔小林潔司「社会基盤整備全般における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(7/9)【第3編 分野別検証】 V まちづくり分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.567〕

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05. 産業の復旧・復興

【01】産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

02. 直接被害もさることながら、間接被害の影響も大きく、時間との戦いとなった。

【教訓情報詳述】

02) 商業・レジャー、観光、サービス等3次産業が最もダメージを受けた。対策の一つとして"Welcome to Kobe & Buy Kobe's""Buy Hyogo"などが謳われた。

【参考文献】

〔参考〕3次産業が最もダメージを受けたという指摘は〔遠藤勝裕「神戸経済復興への提言」『都市政策 no.81』(財)神戸都市問題研究所(1995/10),p.26〕による。

> 〔参考〕"Welcome to Kobe & Buy Kobe's"、"Buy Hyogo"などの取り組みについては〔震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.351〕による。

> 〔引用〕((株)ワールド)
被災地では、当分、ファッション商品は売れないだろう、といわれていた。畑崎社長は「心がすさんだ時こそ、ファッションが必要。ファッションは、女性にとって 心の必需品」と明るいファッションを提案、それがヒットした。」

〔『新生・阪神経済 復興を支える企業群』日本工業新聞(1995/11),p.170〕

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05. 産業の復旧・復興 [01] 産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

02. 直接被害もさることながら、間接被害の影響も大きく、時間との戦いとなった。

【教訓情報詳述】

03) 兵庫県は「産業復興計画3カ年計画」を作成、諸事業を民間と連携して早期に実現するために「阪神・淡路産業復興推進機構」を設けた。

【参考文献】

[引用] 「阪神・淡路大震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」のうち産業に関する部分について、1997年度までの3カ年に取り組む者を「産業復興3カ年計画」として1995年8月にまとめられた。この3カ年計画の目標は、計画の期間中に純生産を震災前の水準に回復させること。[震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】」(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.352]

> [参考] 「産業復興3カ年計画」の概要については、[震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】」(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.429-434]参照。

> [引用] 産業復興計画に基づく復興事業を効果的かつ円滑に実施するため、地元自治体及び民間が復興を支援する内外の企業及び民間の有識者と連携をはかりながら、復興事業の性格や段階に応じた的確な支援を行うことにより、産業復興を加速的に推進するため、(財)阪神・淡路産業復興推進機構が1995年12月25日に設立された。[震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】」(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.435]

> [引用] 兵庫県はこうした現状を、震災前の1994年2月に策定した「ひょうご産業ビジョン」にそった活力ある産業社会の構築を目指し、特に被災地域では1995年に策定した「阪神・淡路震災復興計画」「産業復興計画」さらには「産業復興計画3カ年計画」に基づいた被災地域の本格復興を図る産業政策を推進している。「阪神・淡路産業復興推進機構」はこれら復興計画に基づく諸事業を民間として連携して行い、産業復興の早期実現を図ろうというねらいで、...(中略)...1997年6月12日現在で理事長は牧冬彦氏(兵庫県商工会議所連合会会頭、神戸商工会議所会頭)。[震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】」(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.354]

> [参考] (財)阪神・淡路産業復興推進機構の組織については、[「産業復興10年のあゆみ 阪神・淡路産業復興支援事業検証報告書」(財)阪神・淡路産業復興推進機構(2005/3),p.14-20]に詳しい。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05. 産業の復旧・復興 [01] 産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

02. 直接被害もさることながら、間接被害の影響も大きく、時間との戦いとなった。

【教訓情報詳述】

04) 兵庫県は産業の復旧・復興状況を把握するにあたり、「復興指数」を発表。これによれば、95年1月が76.1、2月72.8、4月80.3、7月87.0となっている。

【参考文献】

[参考] 兵庫県は、産業の復旧・復興状況を把握するにあたって、被災地域活動の水準を純生産ベースで評価するため、被災後の月別純生産を推計し、被災前(1994年同月)と比較する「復興指数」を算出し発表している。これによると、復興指数は以下の通り。

1995年1月 復興指数76.1

2月 72.8

4月 80.3

7月 87.0

10月 93.7

1996年1月 92.6

[震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】」(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.439]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05 . 産業の復旧・復興 [01] 産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

02 . 直接被害もさることながら、間接被害の影響も大きく、時間との戦いとなった。

【教訓情報詳述】

05) 震災関連の財政資金が必ずしも被災地内部で循環せず、東京・大阪などに流出したとの指摘もある。

【参考文献】

【参考】[松浦克彦「日銀券の還流に見る神戸経済の構造変化」『兵庫地域研究 no.4』神戸新聞情報科学研究所(1996/5),p.98-101]では、日本銀行神戸支店における日銀券の還流状況から震災後の神戸経済について検討、神戸に愛せ意思金を含めて大量の日銀券が流れ込んでいるにもかかわらず、神戸で使われたりとどまったりせずに他の地域へ流出していることを指摘している。

>

【引用】県内復興需要のおよそ90%は県外への需要として流出した。このことは県外からの資材の供給によって復興が順調に成し遂げられたという意味と、もう少し復興需要の県内への還流が多ければ、それだけ被災地の経済復興は早期になしとげられたかもしれないという意味を持っている。[林敏彦「復興資金 復興財源の確保」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.373]

>

【引用】建設業などの一部の業種は復興需要の恩恵を確かに受けたことが確認されるが、被災地経済への波及効果は限定的であったと言える。もともと第3次産業がGDPの6割以上を占める兵庫県において、2次産業である建設業の波及効果は小さく、それ以上に人口の流出、都市機能の低下に伴う小売・卸売業の低迷などが被災地の経済復興を阻害した。その結果、震災による追加的需要のうち9割もが県外に流出することとなったのである。[林敏彦「復興資金 復興財源の確保」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.392]

【区分】

3 . 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05 . 産業の復旧・復興

[01] 産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

02 . 直接被害もさることながら、間接被害の影響も大きく、時間との戦いとなった。

【教訓情報詳述】

06) 被災地の経済界全体として、産業復興に向けてのエネルギーが乏しかったという指摘がある。

【参考文献】

【引用】(貝原前知事へのインタビュー)

民間の、特に経済界に「自分たちで復興していこう」というエネルギーが非常に乏しかったですね。各企業はそうでもなかったんですよ。鉄鋼とか造船とかゴムとか、各企業は立ち上がるという意欲は個々にはあったんですが、被災地全体としてみると乏しかった。これは我々行政にも責任があるわけですけども。…(中略)…何を中心に復興するかということについて、沸き上がるようなエネルギーで、勢いよくみんなで進もうという、そういう部分がなかった。

【「ゼロからの復興 -参加と協働の社会へ」『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)2001年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.40]

【区分】

3 . 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05 . 産業の復旧・復興

[01] 産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

02 . 直接被害もさることながら、間接被害の影響も大きく、時間との戦いとなった。

【教訓情報詳述】

07) 外資系企業の中にも、被災地外に仮事務所を設置、移転した企業がでた。

【参考文献】

[引用] 平成7年3月の調査時点での兵庫県内には、外資系企業48社が進出していたが、神戸市中央区の6社が本社業務等で建物に大きな被害を受けた。震災により、大阪等に仮事務所を設置した企業が13社、大阪に移転した企業が1社となっている。[芹田健太郎「国際交流・協力を通じた国際性豊かな社会づくり」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.323]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05. 産業の復旧・復興

【01】産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

03. 緊急融資が必要となり、金融面からのバック・アップ対策として、全く初めてのことであり、特定地域に日銀資金が投入された。

【教訓情報詳述】

01) 中小零細企業の多い地場産業での自立再建に対して緊急の融資制度が創設された。2月15日の受付開始から申込が殺到し、緊急災害復旧資金については33,555件で4701億円、緊急特別資金(震災貸付)については、4904件653億円にも達した。

【参考文献】

[引用] 特に中小零細企業によって支えられてきた地場産業では、自立再建の道は険しく、早期の事業再開には行政の支援が不可欠と思われた。そこで、県では、国、市町、経済団体、政府系金融機関等とも連携して、いち早く「中小企業総合相談所」を開設し、中小企業者の事業再建の方途を探るとともに、長期でしかも低利の融資制度の創設に向けてその検討にとりかかり、被災企業を多く抱える神戸市や阪神間の各市と、融資条件の調整のための協議を急いだ。「利率は2.5%の低利に抑え、被害の程度によっては利子補給の措置も講じる。融資期間はかつてなかった10年の長期に設定し、返済据置期間は3年とする。貸付限度額は運転資金が3,000万円、設備資金は5,000万円」とする融資条件の大枠が固まった。問題は財源の捻出である。商工部のスタッフは夜を徹してのデータ分析に努め、資金需要が8,000億円に及ぶとの試算をはじき出し、県と神戸市が4,000億円を負担、残りの4,000億円は政府系の金融機関に頼ることとした。ここ数年、限られた予算の中での苦しいやり繰りが続いている県や神戸市には、とても4,000億円全額を手当てする余裕はなく、国に対して、貸付枠の四分の一に当たる1,000億円の助成を仰いだ。この額は、従来までの国の助成率を大幅に超えていたが、政策通の橋本龍太郎通産大臣や中小企業庁の強力なバックアップもあって、被災中小企業者には破格に有利な緊急の融資制度の創設が実現されたのである。[貝原 俊民『大震災100日の記録 兵庫県知事の手記』ぎょうせい(1996/2),p.61-62]

>

[参考] 融資制度の概要と申込状況については[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.490-495]参照。これによると、中小零細企業の多い地場産業での自立再建に対して緊急の融資制度が創設された。2月15日の受付開始から申込が殺到し、緊急災害復旧資金については33,555件で4701億円、緊急特別資金(震災貸付)については、4904件653億円にも達している。

>

[引用] (被災地企業アンケート調査)融資に係る施策に関しては、建物等の補修や従業員の生活保障等に資金を要する一方で、休業を余儀なくされたり営業しても入金がない、売上が上がらない状況にあった企業が多く、特別融資や利子補給の制度を評価する意見が多い。しかし、修理に資金を要して運転資金に回らない、保証の条件が厳しくて使い辛い、額や期間が不十分、という意見もあった。また、中小企業以外にも対象を拡充すべき、審査の厳しい補助金よりも利子補給のほうが自主性が生かされて良い、二重ローン対策の必要性、資金を急ぐために迅速な対策実施や手続きの簡素化が必要などの意見もあった。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.35]

>

[引用] 震災復旧特別資金融資制度を利用した事業者の中にも、周辺人口や取引先の減少など震災の後遺症が長期にわたっていること、および景気の低迷などから当初の見通しどおり業績が上がらず、融資の据置期間および償還期間の延長を求める声が多い。そのため、市では同様の制度を設けている県とともに、融資財源の一部を負担している国に要望を繰り返し、当初据置期間3年、償還期間10年をそれぞれ6年、13年に延長して(1999年末時点)もらっている。[『神戸市震災復興総括・検証 経済・港湾・文化分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.53]

>

[参考] 被災中小企業等への金融支援の実施状況は[佐竹隆幸「中小企業・地場産業の活性化」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.54-58]にもまとめられている。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05. 産業の復旧・復興 [01] 産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

03. 緊急融資が必要となり、金融面からのバック・アップ対策として、全く初めてのことであり、特定地域に日銀資金が投入された。

【教訓情報詳述】

02) 半年ほどは、県、市の制度融資や政府系金融機関の弾力的対応などが機能し、大きな混乱は生じなかった。

【参考文献】

[引用] 当面ここ半年ほどは緊急融資の世界であり、県、市の制度融資、政府系金融機関の弾力的対応などが機能し大きな混乱は生じなかったと評価できる。問題はこれから復興へ向けての対応である。これまでのようなつなぎ的な200万～500万円といった規模から5億円、10億円といった規模に膨らんでくる訳であり、民間金融機関がこれにどう応じていくかがポイントとなろう。幸い全国的には資金需要が低迷しており、都長銀、信託等大手筋を中心に資金需要ができれば何時でも応じようとの態勢にあるため、大筋としては心配はないと思われる。ただ、これまで触れてきたように民間にはなお迷いがあるのが現実であるため、これをエンカレッジする役割を金融機関も果たさなくてはなるまい。先般日本銀行が阪神地域の復興を支援する目的で当地の金融機関に特別の貸出枠(5000億円)を設定したのもこうした趣旨によるものである。7月14日には希望先の地銀、第二地銀、信金、信用組合、商中、労働金庫等に対し2715億円の日銀貸出を実行した。これはいわば金融機関というパイプを通じ被災地に日銀資金が投入されたことを示している訳であり、特定地域に日銀資金が投入されるというのは戦後の混乱期を除けば全く初めてのことであり、特定地域に日銀資金が投入されるというのは戦後の混乱期を除けば全く初めてのことであり、特定地域に日銀資金が投入されるというのは戦後の混乱期を除けば全く初めてのことであり。[遠藤勝裕「神戸経済復興への提言」『都市政策 no.81』(財)神戸都市問題研究所(1995/10),p.25]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05. 産業の復旧・復興

[01] 産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

03. 緊急融資が必要となり、金融面からのバック・アップ対策として、全く初めてのことであり、特定地域に日銀資金が投入された。

【教訓情報詳述】

03) 信用保証の手続きに期間がかかりすぎる、無担保融資の承諾が得られない、建物に被害がなく設備が破損した場合には融資対象とならないなど、大災害後の実態に合わない面があったとも指摘された。

【参考文献】

[参考] 信用保証の手続きに期間がかかりすぎる、無担保融資の承諾が得られない、建物に被害がなく設備が破損した場合には融資対象とならないなど、大災害後の実態に合わない面があったとの指摘は[二場邦彦「第5部 第1章 復興の現状と評価」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.201]参照。

>

[引用] (被災地企業アンケート調査) 公的機関が実施した被災企業の支援対策に対する評価を見ると、税の減免・期限延長、及び災害特別融資が最も高い評価となった。次いで、雇用維持支援に係る資金的な支援策の評価が高い。その評価の理由を分析すると、「資金繰りが助かる」ことが最大の評価の要因であるが、混乱した時期に「時間や手間が助かる」ことを評価する意見が多い。逆に手間のかかる手続きを要する対策は改善を希望する意見が多かった。「税の減免や申告・納付等の期限延長」は、資金繰りと時間や手間の双方に役立ったことが、幅広い評価につながった。一方、いずれの施策も評価していない企業が少なくない。特に神戸市では選択無しが10%前後であるのに対して、神戸市以外の地域では20%前後を占めており、被害程度の差の影響もあると思われるが、地域別の差が大きく出ている[(財)阪神・淡路大震災記念協会「平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書」(2000/3),p.35]

>

[引用] (被災地企業アンケート調査) 周辺地域の製造業企業によると「震災の被害に追い討ちをかけて、この長期に及ぶ不景気のため当社の製品の売れ行きが不振となり、資金面で厳しい状態が続いている。公的資金の援助を求めるとも検討したが、その場合には必ず膨大な資料の提出を求められ、その資料は従前から作成しているものでは賄いきれない内容のものまであって、資料作成のために要する事務量が過重となり、断念を余儀なくされている。」[(財)阪神・淡路大震災記念協会「平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書」(2000/3),p.36]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05. 産業の復旧・復興

[01] 産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

03. 緊急融資が必要となり、金融面からのバック・アップ対策として、全く初めてのことで、特定地域に日銀資金が投入された。

【教訓情報詳述】

04) 緊急融資のほか、仮設賃貸工場など事業再開のための当面必要な支援、既存産業の本格復興対策が国・県・市・その他関係機関により行われた。

【参考文献】

[参考] 神戸市における、事業再開のための当面必要な支援、既存産業の本格復興対策の実績・進捗状況が、『神戸市震災復興総括・検証 経済・港湾・文化分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.28-31]にまとめられている。

>

[引用] 震災により工場を失った事業者のため、市では本設工場を再建するまでの一時的な操業の場として仮設賃貸工場を建設し、1995年4月から6月にかけて、長田区で3団地、西区で3団地、計170区画を供用した。被災による事業者の賃貸料負担力の低下を考慮して、賃貸料は1平米あたり月額500円と、貸工場の相場に比し極めて低く設定したが、あくまで一時的な場の提供であることから入居期限は5年間とした。第1次募集では長田区の3団地を対象としたため約13倍の高い倍率になったが、第2次募集では西区の3団地を対象としたため倍率は約1.6倍に低下した。用地確保に制約があったため需要の高い既成市街地だけで仮設工場を提供することはできなかったが、第1次募集の落選者の多くは第2次募集に回らずに既成市街地での自力再建の道を選んだと思われる。

仮設工場の入居期限(5年間)が迫っている現在、市では本格的な操業の場を提供するため、復興支援工場(公営賃貸工場。一部入居開始。)を建設しているほか、民間貸工場入居企業に対しては賃貸料補助制度を、工場を自ら再建する事業者に対しては復興基金による利子補給制度などを設けている。復興支援工場に入居する場合、民間貸工場に入居して賃貸料補助を受ける場合のどちらの場合でも、仮設工場の賃貸料の概ね3倍前後の賃貸料を負担することになるので、仮設工場入居者からは、仮設工場入居期限の延長の要望が出されている。しかし、仮設工場の敷地は一部を除き借地であること、仮設工場に入居できなかった事業者との不公平を考えると、仮設工場入居期限の延長は困難である。なお、仮設工場からの移転に際して移転費用の負担を軽減するため、市では低利の融資制度を新設した。

[『神戸市震災復興総括・検証 経済・港湾・文化分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.53-54]

>

[引用] ((有)美輝、西宮商工会議所)

『震災緊急ニュース』の発刊に参画することとなりました。毎日七紙の新聞や行政通達より刻々に打ち出される企業に必要な救済・復興関係の記事を拾い出し要約して、三・四日に一回発行できるようにお手伝いをしました。企業の多くは新聞どころではなく、他方、融資・税金・労働雇用・交通・権利関係・仮施設等に関する情報は一刻でも早く欲しいという状況がありましたので、『震災緊急ニュース』による情報提供は大変喜ばれ、私も自信を得て夜間に事業家が多数一時避難している避難所を回って掲示をしてもらいました。

[『新生・阪神経済 復興を支える企業群』日本工業新聞(1995/11),p.140]

>

[参考] 仮設賃貸工場の建設について、『佐竹隆幸「中小企業・地場産業の活性化」』阪神・淡路大震災復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.60-62]に詳しく紹介されている。

>

[参考] 被災中小企業に対する補助制度等による支援が[佐竹隆幸「中小企業・地場産業の活性化」』阪神・淡路大震災復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.64-66]にまとめられている。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05. 産業の復旧・復興

[01] 産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

03. 緊急融資が必要となり、金融面からのバック・アップ対策として、全く初めてのことで、特定地域に日銀資金が投入された。

【教訓情報詳述】

05) 国・県・市町・商工会議所その他関係機関により中小企業総合相談所が設置され、金融を始めとする被災事業者の様々な相談に対応した。

【参考文献】

[引用] 被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するため、1月23日に国、県、市町、商工会議所等関係団体が一体となって運営する「中小企業総合相談所」の設置を決定した。24日に国(中小企業庁、近畿通産局)、関係市町、政府系中小企業金融機関(国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金、環境衛生金融公庫)、中小企業事業団、中小企業振興公社、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会、火災共済協同組合、技術士会、中小企業診断協会など多数の行政機関、関係団体等から相談員の派遣を求め、25日に神戸地域は神戸市産業振興センター内に、阪神地域は西宮商工会館内に、淡路地域は津名町商工会館内にそれぞれ開設する運びとなった。各関係機関から職員の派遣を受け、神戸地域では34人、阪神地域は11人、淡路地域10人での相談体制で業務を開始し、開設日だけで相談件数は234件にもなった。

法律相談や税務相談にも対処できるように、26日に大阪弁護士会、近畿税理士会に派遣要請をし、ボランティアでの協力を受けた。

[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.192]

>

[参考] 中小企業総合相談所については、[『産業ワンストップセンターの機能に関する調査』横浜市・さくら総合研究所(1999/12),p.-]に詳しい。

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-05. 産業の復旧・復興

[01] 産業被害と金融面の対応

【教訓情報】

03. 緊急融資が必要となり、金融面からのバック・アップ対策として、全く初めてのことで、特定地域に日銀資金が投入された。

【教訓情報詳述】

06) 国・県等による信用保証協会への支援により、信用保証の活用が促進された。

【参考文献】

[引用] 震災前に信用保証協会の保証枠を利用してしまっている企業が震災復旧のための資金を保証してもらえよう、1995年1月17日から激甚災害の別枠保証(一般枠と同額の限度額=一般2億円、無担保2,000万円、無担保・無保証人500万円)が利用でき、さらに阪神・淡路大震災関連保証(特別保証。無担保無保証人で1,000万円の限度額)が創設され、緊急災害復旧資金等の利用が促進された。(ともに2001年7月31日で終了)

特に、阪神・淡路大震災関連保証は、通常は70%又は80%の中小企業保険公庫(現:中小企業金融公庫)の保険の引き受け(代位弁済になった場合に中小企業保険公庫が保険で支払う額)が、90%に嵩上げされ、信用保証協会の負担軽減により信用保証促進の大きな要因になった。

[佐竹隆幸「中小企業・地場産業の活性化」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.58]

>

[引用] 震災の被害が甚大なことから、兵庫県下被災中小企業の事業復旧のため、災害復旧資金融資制度が実施されることになり、保証協会の定款に定める信用保証の限度である基本財産の60倍相当額の債務保証残高を超えることが見込まれたため、緊急に基本財産の造成の必要が生じた。

県、市町、金融機関に対し、基金の拠出を要請し、1994年度から1998年度にかけ、兵庫県の約51億円を始め、合計で約100億円の拠出があった。これにより、保証協会の経営基盤は強化され、弾力的な保証が可能となった。

[佐竹隆幸「中小企業・地場産業の活性化」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.59]